

比較見積省略理由書及び随意契約理由書

本工事は、大阪府立野崎高等学校の昇降機設備の全撤去リニューアルを行うものです。

本件は、令和5年12月15日に入札公告を行い、令和6年1月18日に開札したところ、予定価格の範囲内の入札がありませんでした。そのため1月23日に再度入札を行いました。が、予定価格の範囲内の入札がなかったため、本入札執行を取り止めるに至りました。

このため、本件の入札参加者（1者）と既設昇降機メーカー（1者）に入札参加意思を確認したところ、既設昇降機メーカーからは技術者の配置が困難との理由で参加できない旨の回答がありましたが、入札参加者1者は参加意欲があるとの回答でした。

本高等学校では学校運営上、夏休み期間での昇降機改修工事を希望しており、また対象の昇降機設備も設置後30年が経過していることから、老朽化による重大な故障を未然に防ぐため早期に契約を行うことが妥当と考えます。

以上のことから、参加意欲があること、夏期休暇中に改修工事を実施できることの条件を満たすのは、日本オーチス・エレベータ株式会社西日本支社のほかになく、同者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、同者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第13号により比較見積を省略するものです。